



いのちを繋げる。あなたの思いを応援します。

田川市骨髄等移植ドナー 助成事業

血液の病気を治療するために行われる骨髄移植。日本の骨髄バンクで骨髄移植などを必要とする患者さんは、毎年少なくとも2,000人程度います。

しかし、骨髄バンクへドナー登録をし、骨髄などを提供する場合、移植を受ける患者さんと適合してから採取後の健康診断までの間に、数回、平日の日中に医療機関へ出向くことが必要になるため、ドナー登録をためらう事例もあります。

「田川市骨髄等移植ドナー助成事業」は、骨髄ドナーに必要なこれらの休業による経済的負担を軽減するために、骨髄ドナーに交付する助成金です。

対 象	助成対象となる項目	助成金の額
<p>次のすべての要件に該当する人</p> <p>(1)本市に住所を有する人 (2)骨髄などの提供に対して他の市町村が実施する助成金などの交付を受けていない人 (3)骨髄などの提供に係る通院、入院または面談を行うため休業した人 (4)市税などの滞納がない人 (5)企業、団体などから給与などの支給を受けている人または事業を行っている個人事業主の人</p> <p>※骨髄などの提供を完了した日から3か月以内に申請してください。</p>	<p>(1)骨髄などの採取に係る健康診断または自己採血のための通院もしくは入院 (2)骨髄などの採取のための入院 (3)前2項のほか、骨髄バンクまたは医療機関が必要と認める通院、入院または面談</p>	<p>左記の事項にかかった実日数に2万円を乗じた額を助成します。 1回の骨髄などの提供につき、14万円が限度額です。</p> <p>※ただし、企業などの定めるドナー休暇および休日は実日数から除きます。</p>

●助成金の算定例 [ドナー休暇※ を1日含め、5日間休業した場合]

(休業した実日数 - ドナー休暇を利用した日数) × 日 額 = 助成金の額

$$\left(\mathbf{5日} - \mathbf{1日} \right) \times \mathbf{2万円} = \mathbf{8万円}$$

※「ドナー休暇」とは、勤務先がその休日を特別休暇として認めるものです。



●助成金交付までの手続き

